

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

○職員定数条例の一部を改正する条例	(人事課)	一
○流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例	(企業局公営事業課)	一
○公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例	(企業局公営事業課等)	二
○職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例	(人事課)	三
○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	四
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	四
○公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例	(行政経営推進課)	六
○手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	六
○美術品取得基金条例の一部を改正する条例	(教育庁生涯学習課)	七
○公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部生活安全企画課)	七
○復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	(税務課)	七
○食品衛生取締条例等の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課等)	八
○青少年健全育成条例の一部を改正する条例	(共同参画社会推進課)	九
○地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項の条例で定める内部組織を定める条例の一部を改正する条例	(医療政策課)	九
○医学生修学資金等貸付条例の一部を改正する条例	(医療人材対策室)	九
○地域医療推進委員会条例の一部を改正する条例	(同)	一一
○看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例	(同)	一一
○東日本大震災みやぎ子ども育英基金条例の一部を改正する条例	(子育て社会推進室)	一三

ページ

条 例

○自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	一三
○障害者体育施設条例の一部を改正する条例	(同)	一三
○試験研究機関評価委員会条例の一部を改正する条例	(新産業振興課)	一三
○職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(産業人材対策課)	一四
○緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(雇用対策課)	一四
○家畜検査手数料条例の一部を改正する条例	(畜産課)	一四
○中山間地域等農村活性化基金条例の一部を改正する条例	(農村振興課)	一四
○森林環境整備基金条例	(林業振興課)	一四
○建築基準条例の一部を改正する条例	(建築宅地課)	一五
○公共工事等入札・契約適正化委員会条例の一部を改正する条例	(契約課)	一五

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「五、三九一人」を「五、三四一人」に改め、同項第十号中「一三、七〇三人」を「一三、七〇九人」に改め、同項第十一号中「九七人」を「一四七人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三号

流域下水道の構造及び終末処理場の維持管理の基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、下水道法(昭和三十三年法律第七十九号。以下「法」という。)第二十五条の十八第一項において準用する法第七条第二項及び第二十一条第二項の規定に基づき、流域下水道の

構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理の基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法及び下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百四十七号)において使用する用語の例による。

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第三条 排水施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。以下同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。
- 三 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして公営企業の設置等に関する条例(昭和四十九年宮城県条例第八号)第五条第一項に規定する管理者(以下「管理者」という。)が別に定めるものを除く。)にあつては、覆い又は柵の設置その他の下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。
- 四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講ぜられていること。
- 五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の管理者が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第四条 前条に定めるもののほか、排水施設の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水管の内径及び排水渠の断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画排水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- 二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講ぜられていること。
- 三 暗渠その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講ぜられていること。
- 四 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- 五 ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべし又はマンホールにあつては、密閉することができし蓋)を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第五条 第三条に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。以下同じ。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講ぜられていること。
- 二 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置が講ぜられていること。

(適用除外)

第六条 前三条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

- 一 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道
- 二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道

(終末処理場の維持管理の基準)

第七条 終末処理場の維持管理の基準は、次のとおりとする。

- 一 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。
- 二 沈砂池又は沈殿池のどろのために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- 三 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。
- 四 前三号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 五 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- 六 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が定める措置を講ずること。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、流域下水道の管理に關し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四号

公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する等の条例

(公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第一条 公営企業の設置等に関する条例(昭和四十九年宮城県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

四 流域下水道事業

第三条第二項の表仙南・仙塩広域水道の項中「塩釜市」を「塩竈市」に改め、同条第三項の表仙塩工業用下水道の項中「塩釜市」を「塩竈市」に改め、同条に次の一項を加える。

5 流域下水道の事業の用に供する施設の名称及び当該施設に接続する下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第三号に規定する公共下水道は、次のとおりとする。

名 称	当該施設に接続する公共下水道
仙塩流域下水道	仙台市公共下水道、塩竈市公共下水道、多賀城市公共下水道、七ヶ浜町公共下水道及び利府町公共下水道
阿武隈川下流域下水道	仙台市公共下水道、白石市公共下水道、名取市公共下水道、角田市公共下水道、岩沼市公共下水道、蔵王町公共下水道、大河原町公共下水道、村田町公共下水道、柴田町公共下水道、丸森町公共下水道及び巨理町公共下水道
鳴瀬川流域下水道	大崎市公共下水道及び美里町公共下水道
吉田川流域下水道	富谷市公共下水道、大和町公共下水道、大郷町公共下水道及び大衡村公共下水道
北上川下流域下水道	石巻市公共下水道及び東松島市公共下水道
北上川下流東部流域下水道	石巻市公共下水道及び女川町公共下水道
迫川流域下水道	登米市公共下水道及び栗原市公共下水道

第四条中「第二条第三項」の下に「及び地方公営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三三号)第一条第二項」を加え、「地域整備事業」の下に「及び流域下水道事業」を加える。

第十五条を第十七条とし、第十四条の次に次の二条を加える。

(指定管理者による管理)

第十五条 管理者は、地方自治法第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、法人その他の団体であつて管理者が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、流域下水道事業の用に供する施設の管理を行わせる。

(管理業務の範囲)

第十六条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 流域下水道事業の用に供する施設(管理者が別に定める施設を除く。)の維持管理に関する業務

二 前号に掲げるもののほか、管理者が別に定める業務

(流域下水道事業特別会計条例及び流域下水道条例の廃止)

第二条 次に掲げる条例は、廃止する。

一 流域下水道事業特別会計条例(昭和五十三年宮城県条例第五号)

二 流域下水道条例(昭和五十三年宮城県条例第十三号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表宮城県流域下水道指定管理者選定委員会の委員の項を削る。

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第五号

職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年宮城県条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第百四条第四項第二号」を「第百四条第七項第二号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第四条第一号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第四十一号)による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号。以下「旧学校教育法」

という。第四百四条第四項第二号の規定により旧学校教育法第八十三条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第九十一条に規定する専攻科及び旧学校教育法第九十七条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行うと認められていたものを含むものとする。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第六号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）の一部を次のように改正する。第十條に次の一項を加える。

3 前項に規定するもののほか、同項の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十二年宮城県条例第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

一 総務部に所属する職員（人事委員会規則で定めるものに限る。）又は県税事務所に所属する職員が県税の賦課徴収に関する業務（市町村（一部事務組合を含む。）の職員の職に併任された職員が行う市町村税の徴収に関する業務を含む。次号において同じ。）に従事した場合

二 総務部に所属する職員（人事委員会規則で定めるものに限る。）が県税の賦課徴収に関する業務（補助的な業務を含む。）に従事した場合

第三条第二項中「額は」の下に「、業務に従事した日一日につき」を加え、同項第一号中「一月につき、」を削り、同号イ中「一万八千五百円」を「九百円」に改め、同号ロ中「二万三千元」を「千五百円」に改め、同号ハ中「二万円」を「九百五十円」に改め、同号ニ中「二万四千元」を「七百元」に改め、同項第二号中「業務に従事した日一日につき」を削る。

第四条第一項第一号中「の家庭を訪問し、若しくは訪問しないでこれらの者に面接して行う」を「に對する」に改め、同項第三号中「業務」の下に「その他人事委員会規則で定める業務」を加え、同項第四号中「職員が」の下に「本務として」を、「業務」の下に「その他人事委員会規則で定める業務」を加え、同項第五号中「職員が」の下に「本務として」を加え、同項第六号中「及び売春防止法」を「、売春防止法」に改め、「要保護女子」の下に「及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者」を加え、同項第七号中「業務」の下に「その他人事委員会規則で定める業務」を加え、同条第二項中「額は」の下に「、業務に従事した日一日につき」を加え、同項第一号中「の業務 一月につき二万二千元」を「及び第二号の業務 五百五十円」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「一月につき九千元」を「四百五十円」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「一月につき一万二千元」を「六百五十円」に、「七千元」を「三百五十円」に改め、同号を同項第五号中「一月につき九千元」を「四百五十円」に、「七千元」を「三百五十円」に改め、同号を同項第四号とする。

第五条第一項第二号中「職業訓練の業務に従事した場合」を「、担当する学科及び実技に係る職業訓練の業務その他人事委員会規則で定める業務又はこれらの業務に従事する職員を直接指揮監督する業務に従事した場合」に改め、同号ただし書並びに同号イ及びロを削り、同条第二項中「額は」の下に「、業務に従事した日一日につき」を加え、同項第一号中「一月につき一万九千五百円」を「九百五十円」に改め、同項第二号中「一月につき、」を削り、同号イ中「二万六千五百円」を「千二百五十円」に改め、同号ロ中「二万四千元」を「千五百五十円」に改め、同号ハ中「二万円」を「九百五十円」に改め、同号ニ中「一万七千元」を「八百円」に改め、同項第三号中「一月につき、」を削り、同号イ中「二万六千元」を「千二百四十円」に改め、同号ロ中「二万五百円」を「千円」に改め、同号ハ中「二万六千五百円」を「八百円」に改め、同号ニ中「二万二千五百円」を「六百円」に改める。

第六条第一項第一号中「獣医師の資格を有する」を「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五十三条第三項に規定する家畜防疫員に任命された」に改め、同条第二項中「額は」の下に「、業務又は作業に従事した日一日につき」を加え、同項第一号中「業務に従事した日一日につき」を削り、同項第二号及び第三号中「作業に従事した日一日につき」を削り、同項第四号及び第五号中「業務に従事した日一日につき」を削る。

第十一条第二項第二号中「（昭和二十六年法律第六十六号）」を削る。
第十三条第一項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「毒劇物」を「毒物及び劇物取締法（昭和

二十五年法律第三百三十三号)別表第一から別表第三までに規定する毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)に改め、同号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同条第二項中「次の各号に掲げる作業又は業務の区分に応じ、当該各号に定める額」を「業務に従事した日一日につき三百円」に改め、同項各号を削る。

第十九条第一項第一号中「農林水産部」を「水産林政部」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

(災害応急作業等手当の特例)

第二十条の二 前条第一項第一号の職員又は警察職員がそれぞれ著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害を除く。)に伴い前条第一項各号の作業に引き続き五日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合における災害応急作業等手当の額は、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による額に、これらの作業の区分に応じ同条第二項各号に定められた額の百分の百に相当する額を加算した額とする。

2 災害応急作業等手当は、前条第一項各号に掲げる場合のほか、原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

一 原子力災害対策特別措置法第十七条第九項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会規則で定めるもの(次号において「特定原子力事業所」という。)の敷地内において行う作業

二 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示(以下「本部長指示」という。)により設定された長期間、帰還が困難であることが予想される区域を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業(前号に掲げるものを除く。)

三 本部長指示により設定された居住が制限される区域を考慮して人事委員会規則で定める区域において行う作業(前二号に掲げるものを除く。)

3 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業のうち原子炉建屋(人事委員会規則で定めるものに限る。)内において行うもの 四万円

二 前項第一号の作業のうち前号及び第四号に掲げるもの以外のものであつて、故障した設備等を

現場において確認するもの(人事委員会規則で定めるものに限る。) 二万円

三 前項第一号の作業のうち前二号及び次号に掲げるもの以外のもの 一万三千三百円

四 前項第一号の作業のうち人事委員会規則で定める施設内において行うもの 三千三百円

五 前項第二号の作業のうち屋外において行うもの 六千六百円

六 前項第三号の作業のうち屋内において行うもの 千三百三十円

七 前項第三号の作業のうち屋外において行うもの 三千三百円

八 前項第三号の作業のうち屋内において行うもの 六百六十円

4 同一の日において前項各号の作業のうち二以上の作業に従事した場合には、当該二以上の作業に係る手当の額が同額のときにあつては当該手当のいずれか一の手当、当該二以上の作業に係る手当の額が異なるときにあつては当該手当の額が最も高いもの(その額が同額の場合にあつては、その手当のいずれか一の手当)以外の手当は、支給しない。

5 第三項第五号又は第七号の作業に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る手当の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定による額に百分の六十を乗じて得た額とする。

第三十四条第一項中「次に掲げる場合」を「警察本部総務部に所属する警察職員(人事委員会規則で定めるものに限る。)が自動車の整備作業に従事したとき」に改め、同項各号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき百七十円とする。

第三十六条第一項中「職員勤務時間条例」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年宮城県条例第七号。以下「職員勤務時間条例」という。)」に改める。

第三十八条第一項中「けん銃操法」を「拳銃操法」に改める。

第四十六条第一項第五号中「第十三条第一項第四号」を「第十三条第一項第二号」に改め、同条第五項中「(第四条第一項第二号の業務に係るものを除く。)」が支給される職員には「の支給される日については」に改め、同条第六項の表社会福祉業務手当(第四条第一項第二号の業務に係るものに限る。)の項を削る。

第四十七条を削る。

第四十八条第一項中「及び第三項」及び「一月につき支給する手当(以下「月額手当」という。)」にあつては当該給与期間における給料の支給日(以下「支給定日」という。)に、月額手当以外の手当にあつては「を削り、「の支給定日」を「の支給日」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「による支給定日」を「により手当が支給される」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第四十七条とする。

第四十九条を削り、第五十条を第四十八条とし、第五十一条を第四十九条とし、第五十二条を第五十条とする。

附則第七項第二号中「原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示（以下「 」及び「 」という。）を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

2 職員の給与に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「、特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）を削る。」を削る。

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「知事又は」を「知事、公営企業管理者又は」に、「規則又は」を「規則、企業管理規程又は」に改める。

第四条第一項第五号中「農林水産部が」を「農政部が」に、「宮城県農林水産部指定管理者選定委員会」を「宮城県農政指定管理者選定委員会」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 水産林政部が所管する公の施設 宮城県水産林政部指定管理者選定委員会
第四条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 公営企業管理者は、前条の規定により指定管理者に指定しようとするものを選定しようとするときは、宮城県企業局指定管理者選定委員会に諮問しなければならない。ただし、他の条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第九条第一項第五号中「宮城県農林水産部指定管理者選定委員会」を「宮城県農政部指定管理者選定委員会」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 宮城県水産林政部指定管理者選定委員会

第九条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 公営企業管理者の諮問に応じ、指定管理者に指定しようとするものを選定するため、宮城県企業局指定管理者選定委員会を置く。

第十条第一項中「及び同条第二項」を「、同条第二項の宮城県企業局指定管理者選定委員会及び同条第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県農林水産部指定管理者選定委員会の委員の項中「宮城県農林水産部指定管理者選定委員会」を「宮城県農政部指定管理者選定委員会」に改め、同項の次に次のように加える。

宮城県水産林政部指定管理者選定委員会の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六	級
-----------------------	---------	---------	---	---

別表宮城県土木部指定管理者選定委員会の委員の項の次に次のように加える。

宮城県企業局指定管理者選定委員会の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六	級
---------------------	---------	---------	---	---

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表二百六十九の項中「八千四百円」を「一万二千八百円」に改め、同表に次のように加える。

三百七	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号。以下「所有者不明土地法」という。）第十条第一項の規定に基づき土	申請するとき	1 損失の補償金の見積額が十万円以下の場合 2 損失の補償金の見積額が十万円を超え百万円以下の場合
-----	-----------------------------------------------------------------------	--------	------------------------------------------------------

地使用権等の取得についての裁定を申請する者

三百八 所有者不明土地法第十九条第一項の規定に基づき土地等使用権の存続期間の延長についての裁定を申請する者	申請するとき	万七千円に損失の補償金の見積額に達するに二七千七百円を
三百九 所有者不明土地法第二十七条第一項又は第三十七条第一項の規定に基づき特定所有者不明土地の収用又は使用についての裁定を申請する者	申請するとき	額に達するに二七千七百円を
3 損失の補償金の見積額が百万円を超え五百万円以下の場合		額に達するに二七千七百円を
4 損失の補償金の見積額が百万円を超え二百万円以下の場合		額に達するに二七千七百円を
5 損失の補償金の見積額が二百万円を超え一億円以下の場合		額に達するに二七千七百円を
6 損失の補償金の見積額が一億円を超える場合		額に達するに二七千七百円を

第三十二条第二項の表中「七千七百円」を「二万千円」に改める。

附 則

この条例中第二条第一項の表二百六十九の項の改正規定及び第三条第二項の表の改正規定は平成三十一年四月一日から、第二条第一項の表に次のように加える改正規定は平成三十一年六月一日から施行する。

美術品取得基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十号

美術品取得基金条例の一部を改正する条例

美術品取得基金条例（昭和五十三年宮城県条例第七号）の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

美術品等取得基金条例

第一条中「美術品の」を「宮城県美術館において収集する美術品並びに東北歴史博物館において収集する考古資料、民俗資料、美術工芸及び建造物に関する資料その他の歴史に関する資料の」に、「美術品取得基金」を「美術品等取得基金」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十一号

公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例

公安委員会関係手数料条例（平成十二年宮城県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。第五条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

知事は、第二条第一項の表三十の項の上欄に掲げる者（救命索発射銃の所持の許可を申請する者に限る）、三十四の項の上欄に掲げる者（救命索発射銃の所持の許可証の書換えを申請する者に限る。）又は三十五の項の上欄に掲げる者（救命索発射銃の所持の許可証の再交付を申請する者に限る。）が国又は地方公共団体である場合には、同表三十の項の下欄2に掲げる額又は三十四の項若しくは三十五の項の下欄に掲げる額の全部を免除するものとする。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十二号

復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

（復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正）

第一条 復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成二十四年宮城県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「課税免除」を「課税免除等」に改める。

第一条中「課税免除」の下に「及び不均一課税（以下「課税免除等」という。）を加える。

第二条の見出し中「免除」を「免除等」に改め、同条中「東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」を「法第二条第三項第二号イに規定する地域を含む市町村（以下「雇用等被害地域市町村」という。）の区域内において、東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」に、「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、「をいう。」の下に「次項において同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

2 雇用等被害地域市町村の区域外において、対象施設等を対象期間内に新設し、又は増設した者（指定事業者等に限る。）については、当該対象施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後五箇年の間の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該対象施設等に係るものとして省令第二条に規定するところにより計算した額に対して課する事業税の税率は、宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号。以下「県税条例」という。）第四十一条（県税条例附則第十条の二の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十條の二（県税条例附則第十条の二の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第十條の二の二（県税条例附則第十条の二の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらに規定する率に四分の一を乗じて得た率とする。

第三条の見出し中「免除」を「免除等」に改め、同条第一項中「対象期間内に」の下に「、雇用等被害地域市町村の区域内に」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 対象期間内に、雇用等被害地域市町村の区域外において対象施設等である家屋及びその敷地である土地を取得した者（指定事業者等に限る。）については、当該家屋及び当該土地の取得に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第五十四条及び附則第十条の八の規定にかかわらず、これらに規定する率に四分の一を乗じて得た率とする。

第四条の見出し中「免除」を「免除等」に改め、同条中「対象期間内に」の下に「、雇用等被害地域市町村の区域内に」を加え、同条に次の一項を加える。

2 対象期間内に、雇用等被害地域市町村の区域外において対象施設等である大規模の償却資産を取得した者（指定事業者等に限る。）については、当該大規模の償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度以後五箇年度に限り、当該償却資産に対して課する固定資産税の税率は、県税条例第百三十八条の規定にかかわらず、同条に規定する率に四分の一を乗じて得た率とする。

第五条の見出し中「免除」を「課税免除等」に改め、同条中「免除」を「課税免除等の適用」に改める。

第六条の見出し中「免除」を「課税免除等」に改め、同条中「免除の」を「課税免除等の」に、「免除を」を「課税免除等の適用を」に改める。

（復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例の一部改正）

第二条 復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「県税条例附則第十条の二の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の復興産業集積区域における県税の課税免除等に関する条例（以下「新条例」という。）第二条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設し、又は増設した対象施設等（同条第一項に規定する対象施設等をいう。以下同じ。）をその用に供した事業に対して課すべき事業税について適用し、施行日前に新設し、又は増設した対象施設等をその用に供した事業に対して課する事業税については、なお従前の例による。

3 新条例第三条の規定は、施行日以後の対象施設等である家屋又はその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の対象施設等である家屋又はその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新条例第四条の規定は、施行日以後に取得した対象施設等である大規模の償却資産に対して課すべき固定資産税について適用し、施行日前に取得した対象施設等である大規模の償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

食品衛生取締条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十三号

食品衛生取締条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

一 食品衛生取締条例（昭和三十年宮城県条例第二十七号）附則第五項

二 食品衛生法施行条例（平成十二年宮城県条例第三十三号）附則第二項

三 旅館業法施行条例（昭和三十三年宮城県条例第八号）附則第二項

四 化製場等に関する法律施行条例（昭和五十九年宮城県条例第十五号）附則第二項

五 興行場法施行条例（昭和五十九年宮城県条例第十六号）附則第三項

六 公衆浴場法施行条例（平成六年宮城県条例第十五号）附則第三項

七 理容師法施行条例（平成十二年宮城県条例第四十一号）附則第二項

八 美容師法施行条例（平成十二年宮城県条例第四十二号）附則第二項

九 動物の愛護及び管理に関する条例（平成十二年宮城県条例第三百三十七号）附則第六項

十 クリーニング業法施行条例（平成十四年宮城県条例第八十三号）附則第三項

十一 温泉法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十六号）附則第三項

十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成十二年宮城県条例第五十七号）附則第二項

十三 毒物及び劇物取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第五十九号）附則第三項

十四 覚せい剤取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第六十号）附則第三項

十五 麻薬及び向精神薬取締法施行条例（平成十二年宮城県条例第六十一号）附則第二項

十六 建築基準条例（昭和三十五年宮城県条例第二十四号）附則第四項

十七 公安委員会関係手数料条例（平成十二年宮城県条例第二十一号）附則第五項

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

○宮城県条例第十四号

青少年健全育成条例の一部を改正する条例

宮城県知事 村 井 嘉 浩

青少年健全育成条例（昭和三十五年宮城県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の次に次の一条を加える。

（児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止）

第三十一条の二 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに

係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二

条第三項に規定する児童ポルノ又は同法第七条第二項に規定する電磁的記録その他の記録をい

う。以下同じ。）の提供を行うように求める行為

二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対価を供与し、若しくはその供

与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求める行為

第四十一条第四項に次の一号を加える。

八 第三十一条の二の規定に違反して、青少年に対し児童ポルノ等の提供を行うように求めた者

附則

この条例は、平成三十一年六月一日から施行する。

地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項の条例で定める内

部組織を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

○宮城県条例第十五号

地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項の条例で定め

る内部組織を定める条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人宮城県立病院機構に係る地方独立行政法人法第五十九条第二項の条例で定める内

部組織を定める条例（平成二十三年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

平成三十一年三月二十二日

医学生修学資金等貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

○宮城県条例第十六号

医学生修学資金等貸付条例の一部を改正する条例

宮城県知事 村 井 嘉 浩

医学生修学資金等貸付条例（平成十七年宮城県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

題名及び第一条中「修学資金等」を「修学資金」に改める。

第二条第二項を次のように改める。

2 この条例において「臨床研修」とは、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。
 第二条第三項及び第四項を削る。
 第三条を次のように改める。

（貸付対象者）

第三条 知事は、将来医師として指定医療機関（知事が修学資金を貸し付けた者）に指定する県内の医療機関をいう。以下同じ。）での業務に従事しようとする大学生に対し、修学資金を貸し付けることができる。

第四条中「修学資金等」を「修学資金」に改める。

第五条中「修学資金等」を「修学資金」に改め、「者は」の下に「、規則で定めるところにより」を加える。

第六条中「修学資金等」を「修学資金」に改める。

第七条中「を受理した」を「の提出があった」に改める。

第八条第一項中「修学資金等」を「修学資金」に改め、「若しくは大学院の課程」を削り、「受け、又は臨床研修若しくは専門研修を中断する」を「受ける」に、「翌月分」を「翌月」に、「前月分」を「前月」に改め、同条第二項中「大学生修学資金」を「修学資金」に、「履修期間の分について」を「履修に係る期間」に改め、同条第三項中「修学資金等」を「修学資金」に改め、同項第二号中「若しくは大学院の課程」及び「し、又は臨床研修若しくは専門研修を中止」を削り、同項第四号中「若しくは大学院」及び「又は臨床研修若しくは専門研修」を削る。

第九条及び第十条を削る。

第十一条第一項中「修学資金等」を「修学資金」に改め、「次の各号のいずれかに該当することとなったときは」を削り、「利息」の下に「（以下「利息」という。）」を加え、「知事の定める日（次項において「償還期日」という。）まで」を「規則で定める期間（次条の規定により償還を猶予されたときは、当該猶予された期間とこの項の規定により規則で定める期間を合算した期間。以下「償還期間」という。）内」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「修学資金等」を「修学資金」に、「償還期日まで」を「償還期間内」に、「償還期日」を「当該償還期間満了の日」に、「延滞利息」を「遅延利息（第十二条において「遅延利息」という。）」に改め、同条を第九条とする。

第十二条中「前条の規定にかかわらず、」を削り、「修学資金等」を「修学資金」に、「その事実が継続する」を「相当と認める」に、「の償還及び利息の支払」を「及び利息の償還」に改め、同条第一号中「第八条第三項第三号」の下に「から第五号まで」を加え、「大学生修学資金」を「修学資金」に改め、同条第二号中「その他」を「その他の」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に

次の一号を加え、同条を第十条とする。

二 規則で定めるところにより、知事に対し、次条第一項の規定による償還の免除を受けるため指定医療機関における医師の業務（臨床研修を含む。以下「業務」という。）に従事する旨の申出があったとき。

第十三条中「この」の下に「条例に定めるもののほか、この」を加え、同条を第十四条とし、第十三条の次に次の三条を加える。

（償還の免除）

第十一条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して貸付けを受けた期間（第八条第一項又は第二項の規定により修学資金の貸付けが休止された期間を除く。以下同じ。）の二分の五に相当する期間（以下「業務対象期間」という。）内に、貸付けを受けた期間の二分の三に相当する期間（以下「必要従事期間」という。）業務に従事したときは、当該修学資金及び利息の償還を免除するものとする。

2 修学資金の貸付けを受けた者が、災害、病気、出産、育児その他の正当な事由により、業務対象期間内に必要従事期間業務に従事することができず、知事が認めるときは、前項中「二分の五に相当する期間」とあるのは、「二分の五に相当する期間に正当な事由により業務に従事できないと知事が認めた期間を加えた期間」とする。

3 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が、業務対象期間内に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障により業務の継続が困難となったため、必要従事期間業務に従事することができないこととなったときは、当該修学資金及び利息の償還を免除するものとする。

第十二条 知事は、前条に規定する場合を除くほか、修学資金の貸付けを受けた者が死亡、心身障害その他のやむを得ない事由により当該修学資金及びその利息を償還することができなくなったときは、当該修学資金及び利息の償還並びに遅延利息の支払の全部又は一部を免除することができる。（準用）

第十三条 第五条の規定は、第十条の規定による償還の猶予及び第十一条又は第三項の規定による償還の免除について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の医学生修学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る修学資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る修学資金の貸付けについては、なお従前の例による。

地域医療推進委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十七号

地域医療推進委員会条例の一部を改正する条例

地域医療推進委員会条例（平成十九年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

地域医療対策協議会条例

第一条第一項を次のように改める。

知事の諮問に応じ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十三第二項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に関する重要事項を調査審議するため、宮城県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第一条第二項中「委員会」を「協議会」に改める。

第二条第一項中「委員会」を「協議会」に改める。

第三条の見出しを「会長及び副会長」に改め、同条第一項中「委員会に、委員長及び副委員長」

を「協議会に、会長及び副会長」に改め、同条第二項中「委員長」を「会長」に、「委員会」を「協議会」に改め、同条第三項中「副委員長は、委員長」を「副会長は、会長」に、「委員長に」を「会長に」に、「委員長が」を「会長が」に改める。

第四条第一項中「委員会」を「協議会」に、「委員長」を「会長」に改め、同条第二項及び第三項中「委員会」を「協議会」に改める。

第五条中「委員会」を「協議会」に改める。

第六条第一項及び第二項中「委員会」を「協議会」に改め、同条第四項中「委員長」を「会長」に改める。

第七条中「委員会」を「協議会」に、「委員長」を「会長」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県地域医療推進委員会の委員及び部会委員の項中「宮城県地域医療推進委員会」を「宮城県地域医療対策協議会」に改める。

看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十八号

看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例

看護学生修学資金貸付条例（昭和三十八年宮城県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「文部科学大臣又は都道府県知事が指定した看護職員を養成する学校若しくは」「看護職員を養成する文部科学大臣が指定した学校及び都道府県知事が指定した」に改め、「又は同法第十条に規定する保健師籍、助産師籍若しくは看護師籍に登録された者で、看護の専門的知識を得るため、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院の看護に関する修士課程（以下「修士課程」という。）に在学するもの」を削る。

第五条中「者は、」の下に「規則で定める」を加える。

第七条中「を受理した」を「の提出があつた」に、「すみやか」を「速やか」に改める。

第八条第一項中「（修士課程において修学資金の貸付けを受けている者を除く。）」を削り、同条第二項中「に至つた」を削り、同項第六号を削る。

第九条から第十一条までを次のように改める。

（償還）

第九条 修学資金の貸付けを受けた者は、規則で定める期間（次条の規定により償還を猶予されたときは、当該猶予された期間とこの条の規定により規則で定める期間を合算した期間）内に当該修学資金を償還しなければならない。

（償還の猶予）

第十条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当と認める期間、当該修学資金の償還を猶予することができる。

一 第八条第二項の規定により修学資金の貸付けを停止された後も、引き続き養成施設に在学しているとき。

二 養成施設の卒業後、当該卒業により得られる受験資格に係る看護職員の免許（第四号及び次条において「免許」という。）以外の看護職員の免許を取得するため、養成施設に在学し、又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する大学院の看護に関する修士課程

を履修しているとき。

三 次条第一項の規定による償還の免除（同項第二号に該当する場合を除く。）を受けるために同項第一号に規定する医療施設等において業務に従事しているとき。

四 災害、病气その他のやむを得ない事由により、免許に係る試験を受けられないとき、又は免許の取得後、次条第一項第一号に規定する医療施設等において業務に従事できないとき。

（償還の免除）

第十一条 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該修学資金の償還を免除するものとする。

一 養成施設を卒業後遅滞なく次に掲げる施設等（以下これらを総称して「医療施設等」という。）において業務に従事し、かつ、医療施設等において業務に従事した期間と前条第四号（免許の取得後、医療施設等において業務に従事できないときに限る。）に該当して同条の規定により償還を猶予された期間を合算した期間が、五年に当該猶予された期間を加えた期間に達したとき（当該従事した期間と当該猶予された期間が引き続いている場合に限る。）。

イ 県内の次に掲げる施設等

(1) 地域保健法（昭和二十二年法律第百二一号）第二十一条第二項第一号に規定する特定町村（保健師が業務に従事する場合に限る。）

(2) 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第三項の規定により指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

(3) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院（以下「病院」という。）で病床数が二百床未満のもの

(4) 病院で精神病床数が八十パーセント以上を占めるもの

(5) 病院で六十五歳以上の老人慢性疾患の患者の入院比率が六十パーセント以上のもの

(6) 医療法第一条の五第二項に規定する診療所

(7) 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センター（助産師が業務に従事する場合に限る。）

(8) 国立ハンセン病療養所

(9) 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設
(10) 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院
(11) 介護保険法第四十一条第一項の規定による指定に係る同法第八条第一項に規定する居室サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行うものに限る。）を行う事業所

ロ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第

十一条第一号に規定する施設

二 前号に該当して償還の免除を受けるために医療施設等において業務に従事している場合において、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

2 知事は、修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該修学資金の全部又は一部の償還を免除することができる。

一 養成施設を卒業後遅滞なく医療施設等において業務に従事し、かつ、医療施設等において業務に従事した期間と前条第四号（免許の取得後、医療施設等において業務に従事できないときに限る。）に該当して同項の規定により償還を猶予された期間を合算した期間が、貸付けを受けた期間に相当する期間に当該猶予された期間を加えた期間に達したとき（当該従事した期間と当該猶予された期間が引き続いている場合に限る。）。

二 死亡、心身障害その他のやむを得ない事由により当該修学資金を償還することができなくなつたとき。

第十三条中「条例」の下に「に定めるもののほか、この条例」を加え、同条を第十五条とする。
第十二条中「償還期日までに」を「償還期間内に当該」に、「期日の」を「期間の満了の日の」に改め、同条を第十四条とし、第十一条の次に次の二条を加える。

（準用）

第十二条 第五条及び第七条の規定は、第十条の規定による償還の猶予及び前条の規定による償還の免除について準用する。

（届出等）

第十三条 第十条第三号に該当して同条の規定により償還を猶予された者は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

一 医療施設等において業務に従事したとき（業務の従事先を変更したときを含む。）。

二 毎年四月一日に医療施設等において業務に従事しているとき。

三 医療施設等において業務に従事しなくなつたとき。

2 知事は、第十条第三号に該当して同項の規定により償還を猶予された者が、前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該猶予の決定を取り消すことができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の看護学生修学資金貸付条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に貸付けの申請を行う者について適用し、施行日前に貸付けの申請を行った者については、なお従前の例による。

3 被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例（平成二十五年宮城県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「看護学生修学資金貸付条例」を「看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例（平成三十一年宮城県条例第十八号）」による改正前の看護学生修学資金貸付条例（以下「旧看護学生修学資金貸付条例」という。）に、同条第二項第一号中「看護学生修学資金貸付条例」を「旧看護学生修学資金貸付条例」に改める。

第五条中「看護学生修学資金貸付条例」及び「同条例」を「旧看護学生修学資金貸付条例」に改める。

東日本大震災みやぎこども育英基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十九号

東日本大震災みやぎこども育英基金条例の一部を改正する条例

東日本大震災みやぎこども育英基金条例（平成二十三年宮城県条例第一百十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「同じ。」の下に「その他の要因」を加える。

附則第二項中「平成四十八年三月三十一日」を「平成五十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十号

自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年宮城県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十一年十二月三十一日」を「平成三十二年十二月三十一日」に改める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

障害者体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十一号

障害者体育施設条例の一部を改正する条例

障害者体育施設条例（平成十七年宮城県条例第二百二十四号）の一部を次のように改正する。
第六条中「午後八時」を「午後九時」に改める。
別表第一号の表を次のように改める。

使用区分	使用時間						
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	午前・午後・夜間	午後・夜間
個人使用 障害者のスポーツ活動のために使用する場合	一五〇円	二〇〇円	三〇〇円	三五〇円	五〇〇円	六五〇円	一三〇円
個人使用 その他の目的のために使用する場合	二〇〇円	二七〇円	四〇〇円	四七〇円	六七五円	八八五円	一三〇円
個人使用 その他の目的のために使用する場合	二〇〇円	一六〇円	二四〇円	二八〇円	四〇〇円	五三〇円	一三〇円
団体使用 障害者のスポーツ活動のために使用する場合	一五〇円	二〇〇円	三〇〇円	三五〇円	五〇〇円	六五〇円	一三〇円
団体使用 その他の目的のために使用する場合	二〇〇円	二七〇円	四〇〇円	四七〇円	六七五円	八八五円	一三〇円
団体使用 その他の目的のために使用する場合	二〇〇円	一六〇円	二四〇円	二八〇円	四〇〇円	五三〇円	一三〇円

別表備考第二号中「午後八時」を「午後九時」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

試験研究機関評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十二号

試験研究機関評価委員会条例の一部を改正する条例

試験研究機関評価委員会条例（平成十七年宮城県条例第七十九号）の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「及び農林水産部」を、「農政部及び水産林政部」に改める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十三号

職業訓練に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

職業訓練に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

第八条第四号中「短期大学」の下に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「者」の下に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十四号

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十五年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

家畜検査手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

○宮城県条例第二十五号

家畜検査手数料条例の一部を改正する条例

家畜検査手数料条例（平成十八年宮城県条例第四十号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
六 牛白血病の検査 次のイからハまでに掲げる検査方法の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額

イ エライザ法 二千元

ロ PCR法 四千元

ハ リアルタイムPCR法 五千元

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

中山間地域等農村活性化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十六号

中山間地域等農村活性化基金条例の一部を改正する条例

中山間地域等農村活性化基金条例（平成五年宮城県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。
第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（処分）

第五条 基金は、中山間地域等における土地改良施設等の機能を良好に発揮させるための地域住民活動の活性化を図る経費に充てる場合に限り、処分することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

森林環境整備基金条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十七号

森林環境整備基金条例

(設置)

第一条 森林の整備及びその促進に関し市町村が実施する施策の支援等に要する経費に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、森林環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、森林の整備及びその促進に関し市町村が実施する施策の支援等に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十八号

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例（昭和三十五年宮城県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項及び第四項並びに第十八条第三項及び第四項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改める。

第十九条の表一の項中「第八十七条の二」を「第八十七条の四」に改め、同表七の項中

十八万円	を	十八万円（法第四十八条第 十六項第一号に該当する場 合にあつては十二万円、同 項第二号に該当する場合に あつては十四万円）	に改め、同表九の二の項中
------	---	---------------------------------------------------------------------------	--------------

「第五十三条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同表十の項中「第五十三條第五項第三号」を「第五十三條第六項第三号」に改め、同表十一の項中「第五十七條の二第三項」を「第五十七條の五第三項」に改め、同表十八の四の項中「第六十七條の三第三項第二号」を「第六十七條第三項第二号」に改め、同表十八の四の項中「第六十七條の三第九項第二号」を「第六十七條第九項第二号」に改め、同表三十六の項中「同条第三項」の下に「（法第八十七條の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同表三十六の二の項を同表三十六の五の項とし、同表三十六の項の次に次のように加える。

三十六の二 法第八十七條の二第一項の規定による二以上の工事の全体計画の認定を受けようとする者	二万七千円
三十六の三 法第八十七條の三第五項の規定による興行場等としての使用の許可を受けようとする者	
イ 興行場等として使用する部分の床面積の合計が百平方メートル以下のもの	四万円
ロ 興行場等として使用する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え、五百平方メートル以下のもの	八万円
ハ 興行場等として使用する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの	十二万円
三十六の四 法第八十七條の三第六項の規定による特別興行場等としての使用の許可を受けようとする者	
イ 特別興行場等として使用する部分の床面積の合計が百平方メートル以下のもの	八万円
ロ 特別興行場等として使用する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え、五百平方メートル以下のもの	十二万円
ハ 特別興行場等として使用する部分の床面積の合計が五百平方メートルを超えるもの	十六万円

第二十三条の見出し中「仮設興行場等」を「特定行政庁の許可を受けた建築物」に改め、同条中「及び第六項」を「若しくは第六項」に改め、「仮設興行場等」の下に「又は法第八十七條の三第五項若しくは第六項の規定による特定行政庁の使用の許可を受けた建築物」を加える。

附則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）の施行の日から施行する。ただし、第十九条の表十一の項の改正規定は、公布の日から施行する。

公共工事等入札・契約適正化委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十一年三月二十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十九号

公共工事等入札・契約適正化委員会条例の一部を改正する条例

公共工事等入札・契約適正化委員会条例（平成十三年宮城県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（設置）

第一条 知事の諮問等に応じ、入札及び契約の適正化の促進に関する重要事項を調査審議するため、

宮城県公共工事等入札・契約適正化委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第七条を第八条とする。

第六条第一項各号を次のように改める。

一 談合等調査部会 第二条第一項第一号に掲げる事項

二 苦情調査部会 第二条第一項第二号に掲げる事項

第六条第四項中「第三条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条第二項中「公共工事」の下に「の調達」を加え、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（所掌事務）

第二条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

一 県が発注する建設工事（これに関連する業務を含む。以下「公共工事」という。）の調達の入札及び契約に係る談合その他の不正行為に関すること。

二 公共工事の調達並びに公共工事以外の県が発注する役務及び物品等の調達であつて地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるもの（以下「特定調達」という。）並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が発注する役務及び物品等の調達であつて同令第一条に規定する国際約束の適用を受けるものの入札及び契約に係る苦情に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、入札及び契約の適正化の促進に関する重要事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項に関し、知事又は県が設立した地方独立行政法人の長に対し、意見を述べることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。